

袖ヶ浦市告示第213号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び袖ヶ浦市財務規則（昭和60年規則第1号）第52条第2項の規定により、次のとおり収入事務受託者を指定したので告示する。

併せて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項及び袖ヶ浦市財務規則第55条第2項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

令和3年10月1日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

- 1 収入事務受託者の住所及び名称  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス  
楽天グループ株式会社
- 2 指定代理納付者の住所及び名称  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス  
楽天グループ株式会社
- 3 収入事務受託者及び指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税」に係る寄附金
- 4 収入事務受託者及び指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで